

別添1

認 定 書

下記の木材については、昭和57年建設省告示第56号第1第4号の規定に基づき、枠組壁工法を用いた建築物の構造耐力上主要な部分に使用する材料として構造耐力上支障がないものと認める。

平成8年7月1日

建設大臣 中 尾 栄 一

記

別紙の1に掲げる樹種のいずれかに該当する木材のうち、次の表の左欄に掲げる構造部材の種類に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げるNational Lumber Grades AuthorityのNLGA 1994格付規格に規定する規格に適合する旨を、別紙の2に掲げる等級格付機関により証明されたもの

	構造部材の種類	規 格
(1)	土台、床根太、端根太、側根太、まぐさ、天井根太、たるき及びむなぎ	Structural Light FramingのSELECT STRUCTURAL、 1若しくは 2又はStructural Joists and PlanksのSELECT STRUCTURAL、 1若しくは 2
(2)	壁の上枠、頭つなぎ及びたて枠	(1)に掲げる規格又はStructural Light Framingの 3、 Structural Joists and Planksの 3、 StudsのSTUD若しくはLight FramingのCONSTRUCTION若しくはSTANDARD
(3)	壁の下枠	(2)に掲げる規格又はLight FramingのUTILITY
(4)	筋かい	Structural Light FramingのSELECT STRUCTURAL、 1、 2若しくは 3、 Structural Joists and PlanksのSELECT STRUCTURAL、 1、 2若しくは 3又はStudsのSTUD

(別紙)

1 樹種

ダグラスファー、ウェスタンラーチ、イースタンヘムロック、タマラック、パシフィックコーストイエローシーダー、ウェスタンヘムロック(パシフィックコーストヘムロック)、アマピリスファー、グランドファー、ホワイトスプルース、エンゲルマンズスプルース、ブラックスプルース、レッドスプルース、ロジポールパイン、ジャックパイン、アルパインファー、バルサムファー、コーストシトカスプルース、ポンデローサパイン、ウェスタンレッドシーダー、レッドパイン、ウエスタンホワイトパイン

2 等級格付機関

Canadian Mill Services Association(CMSA)

Cariboo Lumber Manufacturers' Association(CLMA)

Northern Forest Products Association(NFPA)

Alberta Forest Products Association(AFPA)

Interior Lumber Manufacturers' Association(ILMA)